

兵庫県新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金（医療分）交付要領

（趣旨）

第1条 兵庫県の交付する、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業に係る慰労金（以下「慰労金」という。）については、地方自治法（1947年（昭和22年）法律第67号）、地方自治法施行令（1947年（昭和22年）政令第16号）、財務規則（1964年（昭和39年）兵庫県規則第31号）、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業実施要綱」（令和2年6月16日付け医政発0616第1号・健発0616第5号・薬生発0616第2号厚生労働省医政局長・厚生労働省健康局長・厚生労働省医薬・生活衛生局長通知。以下「国実施要綱」という。）及び「兵庫県新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業に係る慰労金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）に基づき、交付要綱第2条第1号アに規定する者（以下「医療従事者等」という。）に交付する慰労金に関し、必要な事項を定める。

（慰労金の額等）

第2条 慰労金の額は、別表のとおりとする。

- 2 交付要綱第2条第1号ア(イ)に規定する知事が定める医療に係る業務は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 県から役割を設定された宿泊療養を行う場合の新型コロナウイルス感染症患者（無症状病原体保有者及び軽症患者（以下「軽症者等」という。）を含む。）に対するフォローアップ業務又は受入施設における軽症者等と接する対応等
 - (2) 県の区域内に所在する助産所において実際に妊産婦と接する業務
- 3 交付要綱第2条第2号に規定する知事が認める業務は、医療従事者等が患者との接触を伴いかつ継続して提供することが必要な業務に従事した場合は、交付要綱第2条第2号に基づく業務に従事した者に含む。
- 4 知事は、医療機関において派遣労働者及び業務委託受託者の労働者が、患者との接触を伴いかつ継続して提供することが必要な業務に従事した場合は、交付要綱第2条第2号に基づく業務に従事した者に含む。
- 5 慰労金の交付は、医療従事者等一人当たり一回に限るものとし、医療従事者等が交付要綱第2条第1号イ、ウ又はエに該当する場合も、重複して交付を受けることはできないものとする。
- 6 知事は予算の範囲内で、慰労金を交付する。

（受任事業所設置者）

第3条 前条第2条第2号に掲げる業務に従事した者について、交付要綱第9条第2項に規定する知事が別に定める事業所は、当該従事者が勤務した助産所とする。

（慰労金の申請等）

第4条 慰労金の給付を受けようとする場合、原則として、医療機関等が、医療従事者等から委任を受けて代理申請及び受領（以下「代理申請等」という。）を行い、医療機関等から医療従事者等に給付するものとする。医療従事者等から委任を受けて代理申請等をしよ

うとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ指定する期日までに給付申請書（様式第6号）、医療機関等情報（様式第1号）及び給付対象内訳（様式第2号）を兵庫県国民健康保険団体連合会を通じて、兵庫県知事（以下「知事」という。）に提出するものとする。ただし、やむを得ない場合には、医療従事者等から兵庫県への個別での申請を妨げない。

- 2 申請者は、前項の規定により医療従事者等から委任を受けて代理申請等を行う場合は、当該代理申請等の対象となる全ての医療従事者等について、次に掲げる書類を提出させなければならない。
 - (1) 代理申請・受領委任状（様式第3号の1又は様式第3号の2号。ただし、国又は地方自治体が設置する医療機関等であって、予算措置ができず当該医療機関等で慰労金を代理受領して医療従事者等に支出することができない場合は、代理申請委任状（様式第4号の1又は様式第4号の2）によるものとする。）
 - (2) 委託会社等から医療機関等への代理申請・受領委任状（様式第5号）
- 3 前項の場合において、申請者は、委任状の提出がない医療従事者等について、慰労金の代理申請等を行うことができない。
- 4 知事は、慰労金の支給に当たり、審査等の事務のために必要があるときは、医療機関等に対し、第2項の書類の提出を求めることができる。
- 5 第1項ただし書の規定による申請は、慰労金個別申請書（様式第9号）により行うものとする。

（申請の期限）

第5条 慰労金の申請は、令和3年1月31日までとする。

（交付決定の取消通知）

第6条 交付要綱第6条第2項の規定による通知は、知事は、慰労金交付決定取消通知書（様式第10号）により申請者又は受任事業所設置者に行うものとする。

（受任事業所設置者の費用）

第7条 交付要綱第9条第2項により知事が負担する費用は、受任事業所設置者において医療従事者等への慰労金の交付に要した振込手数料とする。

（調査等）

第8条 知事は、慰労金に関し必要があると認めるときは、申請書又は受任事業所設置者に対し報告を求め、文書を提出させ、又は実地に調査を行うことができる。

（申請が行われなかった場合等の取扱い）

- 第9条 知事は、医療機関等又は医療従事者等から第5条に定める申請の期限までに第4条の規定による申請が行われなかった場合は、給付対象者が慰労金の給付を受けることを辞退したものとみなす。
- 2 知事が給付の決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、兵庫県が確認等に努めたにもかかわらず申請書の補正が行われず、給付対象者の責に帰すべき事由により

給付ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第10条 知事は、慰労金の給付を受けた後に給付対象者の要件に該当しないことが明らかとなった者又は偽りその他不正の手段により慰労金の給付を受けた者に対して、給付を行った慰労金の返還を求める。

(実績報告)

第11条 代理申請・受領を行った医療機関は、給付が完了したときは、あらかじめ指定する期日までに実績報告書(様式第8号)に添付書類を添えて知事に提出するものとする。ただし、医療従事者による申請の場合は、実績報告を省略するものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第12条 慰労金の給付を受ける権利は、譲り渡し、または担保に供してはならない。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、慰労金に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年8月1日から施行する。

(別表)

区 分	1人当たり給付額	
<p>新型コロナウイルス感染症に対する医療提供に関し、兵庫県から役割を設定された重点医療機関、感染症指定医療機関、その他の兵庫県が新型コロナウイルス感染症患者の入院受入を割り当てた医療機関に勤務し、患者と接する医療従事者や職員</p>	<p>実際に新型コロナウイルス感染症患者に診療等を行った医療機関である場合</p>	<p>200,000円</p> <p>※ ただし、当該医療機関において、実際に初めて新型コロナウイルス感染症患者に診療等を行った日以降に勤務していない医療従事者や職員は100,000円</p>
	<p>新型コロナウイルス感染症患者に診療等を行っていない医療機関である場合</p>	<p>100,000円</p>
<p>新型コロナウイルス感染症に対する医療提供に関し、兵庫県から役割を設定された帰国者・接触者外来を設置する医療機関又は兵庫県及び兵庫県内に所在する政令市（地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条の政令で定める市をいう。以下同じ。）から役割を設定された地域外来・検査センターに勤務し、患者と接する医療従事者や職員</p>	<p>実際に新型コロナウイルス感染症患者（新型コロナウイルス感染症の疑い例を含む。）に診療等を行った医療機関等である場合</p>	<p>200,000円</p> <p>※ ただし、当該医療機関等において、実際に初めて新型コロナウイルス感染症患者（新型コロナウイルス感染症の疑い例を含む。）に診療等を行った日以降に勤務していない医療従事者や職員は100,000円</p>
	<p>新型コロナウイルス感染症患者（新型コロナウイルス感染症の疑い例を含む。）に診療等を行っていない医療機関等である場合</p>	<p>100,000円</p>
<p>新型コロナウイルス感染症に対する医療提供に関し、兵庫県及び兵庫県内に所在する政令市から役割を設定された宿泊療養を行う場合の新型コロナウイルス感染症患者（軽症者等を含む。）に対するフォローアップ業務、受入施設での対応等で軽症者等と接する医療従事者や職員（兵庫県及び兵庫県内に所在する政令市からの依頼又は委託等により、当該業務に従事する者に限る。）</p>		<p>200,000円</p>
<p>新型コロナウイルス感染症患者への対応に一定の役割を担った（※）医療機関（病院及び診療所）、訪問看護ステーション又は助産所に勤務し、患者（助産所にあつては妊産婦）と接する医療従事者や職員</p>	<p>実際に新型コロナウイルス感染症患者に対して入院診療等を行った医療機関等である場合</p>	<p>200,000円</p> <p>※ ただし、当該医療機関において、実際に初めて新型コロナウイルス感染症患者に対して入院診療等を行った日以降に勤務していない医療従事者や職員は50,000円</p>
	<p>新型コロナウイルス感染症患者に対して入院診療等を行っていない医療機関等である場合</p>	<p>50,000円</p>

(※) 「新型コロナウイルス感染症患者への対応一定の役割を担った」医療機関等とは、下表の①～⑤のいずれかに該当する医療機関等とする。

①	新型コロナウイルス感染症患者等への対応のため、本来業務である救急患者の受入を制限した2次救急医療機関等を補完した医療機関
②	①以外での救急医療や、休日夜間等において、疑い患者等の急患への対応を実施した医療機関 (例) 救急告示医療機関、初期救急医療機関、在宅医療機関 等
③	発熱や咳等の症状が継続している等の疑い症例を有する患者への診療を実施し、必要な対応を行った医療機関等 (例) 内科、小児科、耳鼻いんこう科等を標榜した医療機関及び訪問看護ステーション
④	飛沫感染等による感染リスクが高い中、患者への診療を実施した医療機関等 (例) 歯科、(分娩を行う)産婦人科・産科を標榜した医療機関及び助産所
⑤	患者等に帰国者・接触者相談センター等への相談等の指導や感染症拡大防止に資する普及啓発(直接指導、リーフレット配布やポスター掲示等)を行った医療機関等